

# 埋蔵文化財展示室の役割

## 1) 埋蔵文化財センターの設置目的

埋蔵文化財センターは、「埋蔵文化財の保存と活用を図り、もって市民の文化的向上に資する」ために設置された施設です(『札幌市埋蔵文化財センター条例』)。

## 2) 埋蔵文化財センターが行う事業

埋蔵文化財センターは、上記の目的を達成するために、以下の事業を実施することが定められています(『札幌市埋蔵文化財センター条例』)。

- ① 埋蔵文化財の調査及び研究
- ② 埋蔵文化財に関する資料の収集、整理、保存及び活用
- ③ 埋蔵文化財に関する知識の普及
- ④ その他目的を達成するために必要な事業

## 3) 埋蔵文化財展示室に求められる機能

埋蔵文化財展示室は、埋蔵文化財センターが行う事業のうち、「埋蔵文化財に関する資料の活用」、「埋蔵文化財に関する知識の普及」を担うために設置されたものです。

この目的を達成するために、埋蔵文化財展示室に求められる機能は、下記の3項目に整理することができます。

- ① 埋蔵文化財の保護に関する理念を市民に発信すること
- ② 市内の埋蔵文化財に関する最新の情報を市民に発信すること
- ③ 市内の埋蔵文化財を通して札幌の歴史を市民に発信すること

## 4) 展示すべき内容

埋蔵文化財展示室に求められる機能を果たすために、埋蔵文化財展示室で展示すべき内容は、下記の3項目に整理することができます。

- ① 市内の埋蔵文化財の保護に関する歴史や仕事内容
- ② 市内の埋蔵文化財に関する最新の発掘調査成果
- ③ 市内の埋蔵文化財に基づく札幌の歴史